

## 監査公表第15号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年2月10日

新城市監査委員 原 義 弘  
新城市監査委員 山 口 洋 一

### 第1 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

### 第2 監査の対象

新城市西部福祉会館の指定管理者 社会福祉法人新城福祉会  
所管部課 健康福祉部福祉課

### 第3 監査に当たった監査委員

原 義弘 山 口 洋一

### 第4 監査の期間

令和4年12月8日～令和5年2月6日

### 第5 監査の方法

社会福祉法人新城福祉会の新城市西部福祉会館の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿などについて調査・確認を行った。また事業実施場所での現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、公の施設の指定管理に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

### 第6 監査の結果等

#### 1 監査対象団体の概要

社会福祉法人新城福祉会は、第二種社会福祉事業を行う団体で、地域社会に貢献する取組として、在宅の障害者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供することを経営の原則に掲げる、社会福祉法の規程に基づき設立された法人である。

#### (1) 役員等（令和4年12月末現在）

理事7名（うち理事長1名、業務執行理事1名）、監事2名、  
評議員9名

#### (2) 事務局体制（令和4年12月末現在 西部福祉会館抜粋）

管理者（兼務）1名、サービス管理責任者（専従）1名、常勤職員13名、

非常勤職員 20名

(3) 事業

第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 一般相談支援事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 移動支援事業の経営
- (ヘ) 地域活動支援センターの経営
- (ト) 老人介護支援センターの経営

2 監査対象事業について

新城市西部福祉会館の指定管理

指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

- 業務内容
- ① 施設及び備品の維持管理等の運営に関する業務
  - ② 施設の使用許可等に関する業務
  - ③ 西部福祉会館条例第3条に規定する事業の運営に関する業務
  - ④ 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

指定管理料 令和3年度 6,200,000円  
令和4年度 6,200,000円

3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び規程等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、施設管理において一部改善が必要と思われる取り扱いが見られた。具体的な指摘事項及び意見は次のとおりである。

監査結果に対する是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

**【社会福祉法人新城福祉会】**

特になし

**【健康福祉部福祉課】**

意見

- 1 駐車場の不足や空調の不具合などで、施設利用者の利便性が低下している。予算は限られるが、計画的な改善に努められたい。